

令和2年第6回大町町議会（臨時会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年7月29日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	令和2年7月29日	午前9時29分	議長	三谷英史	
	閉会	令和2年7月29日	午前9時54分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	5番	三根和之	6番	武村妃呂子		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	亀川修		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	三角治		
	会計管理者	成富貞伸	教育長	船木幸博		
	総務課長	坂井清英	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	古賀壯	生活環境課長	井原正博		
	町民課長	西森明広	子育て・健康課長	古賀恵子		
	福祉課長	岩瀬重義	農林建設課長	森光昭		
	教育委員会事務局長	藤瀬善徳				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和2年7月29日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決
- 日程第5 継続審査について

---

午前9時29分 開会

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第6回大町町議会臨時会は成立いたしました。これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本臨時会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷英史君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番三根議員、6番武村議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

○議長（三谷英史君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

### 日程第3 議案の報告及び一括上程

○議長（三谷英史君）

日程第3. 本臨時会には、告知のとおり町長提出の議案5件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させました議案第36号から議案第40号までを一括上程し、これより議題といたします。

### 日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（三谷英史君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

本日、令和2年第6回大町町議会臨時会を開催しましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、御審議賜りますことに厚くお礼を申し上げます。

提案理由を申し上げる前に時間をいただき、政務上の活動等についてお話をさせていただきたいと思いますが、その前に、大町町の教育行政に御尽力をいただきました元教育長、中島利雄様が7月24日に御逝去されました。その多大なる御功績をたたえるとともに、心からお悔やみを申し上げます。

さて、昨日の通学路合同安全点検には、暑い中、直々に御参加いただき、ありがとうございました。今年度は2か所を点検し、確認をしていただきました。それぞれに助言、アドバイスをいただいたところで、町としましても皆様の御意見を踏まえながら、児童・生徒の通学時の安全確保とともに、当該町道を利用される方々の安心・安全のため、一部歩道の設置を含め、何らかの対応策を検討していきたいと考えております。

また、今年も停滞する梅雨前線の影響で、全国各地で大雨被害が発生をしております。昨

年、大町町の災害で力を貸していただいた太良町、久留米市、日田市でも甚大な被害が出ており、先日、大町町民を代表しまして3市町にお伺いをし、昨年のお礼とともに、お見舞いを兼ねてゴム手袋やマスク、そして支援金を持参し、及ばずながら、激励に行ってまいりましたので、この機会に御報告をさせていただきます。

それから、今年は明けて早々、新型コロナウイルスが大流行し、翻弄されながらも議員の皆様のお理解を得ながら、第1弾、第2弾と大町町独自の町民向け、事業者向けの緊急支援策に取り組んできたところでございます。ただ、町民の皆様が楽しみにされていた納涼まつりや花火大会、そして敬老会、運動会など、町の主要な行事を現下の状況を鑑みながら中止する苦渋の決断をさせていただいたところでございますが、昨年秋に災害の復興イベントとして実施しました「絆サンマ祭り」のような町民に元気を与え、コロナに負けない、打倒コロナというようなイベントを適切な時期に何とか開催できないか、模索していきたく考えているところでございます。もちろん、今後の新型コロナウイルスや国のGo To キャンペーンなどの状況を見極めながらではあります。議員の皆様のお理解もよろしくお祈りを申し上げます。

それでは、これより各議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、今臨時会に提案します議案につきましては、さきに告知のとおり、専決処分の承認案件2件、補正予算案件1件、議会の議決に付すべき契約案件2件の5議案を提案しております。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（大町町新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例について）。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、大町町新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する必要がある。同改正について町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものです。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（大町町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）。

大町町国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税を減免するため、大町町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。同改正について町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法

第179条第1項の規定により、専決処分したものです。

議案第38号 令和2年度大町町一般会計補正予算（第5号）について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ408万3千円を追加し、予算総額は63億3,422万7千円となっております。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金350万円、前年度繰越金58万3千円を追加しております。

歳出につきましては、昨年の災害の影響で繰り越ししておりました、新聞社とコラボレーションした町民参加型の大町町PR広告料として58万3千円、また疲弊した飲食店への新型コロナウイルス対策支援事業、Let'sごはん！キャンペーン支援業務委託料350万円を追加しております。

議案第39号 令和元年度公共土木施設災害復旧事業元年災第2号ボタ山わんぱく公園災害復旧工事請負契約の締結について。

令和2年7月15日、大町町財務規則第101条に基づき、一般競争入札に付した元年災第2号ボタ山わんぱく公園災害復旧工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号 令和元年度公共土木施設災害復旧事業元年災第3号ボタ山わんぱく公園災害復旧工事請負契約の締結について。

本議案につきましても前議案同様、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上5議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三谷英史君）

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

4番鶴崎でございます。議案第38号 令和2年度大町町一般会計補正予算（第5号）中の――9ページです。9ページの委託料350万円、Let'sごはん！キャンペーン支援業務委託料、この分の概要説明と実施をいつからされるのか、答弁をお願いします。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

まず、概要でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって、大町町内の飲食店の来客数は激減しております。現在も経営継続に苦しんでいる状況を鑑みて、地域で支える大町町プレミアム付商品券を活用して、次のイベントという形で、誘客イベント等の取組をされるということです。スタンプラリーや抽せん会の開催ということで、飲食店での飲食やテイクアウト、加えてタクシー利用時に現金500円支払いにつき1個のスタンプを押印、商品券を使えば、500円につき2個のスタンプを押印すると。10個たまれば、抽せん会への応募ができるというイベントでございます。

このイベントに関しましては、のぼり旗やポスター、チラシなどを製作するという事で、賞品代につきましては大体150万円、それからスタンプラリーの台紙、スタンプの作成等の経費につきましては大体100万円を見込んでおります。また、感染予防対策の亚克力板の設置とか、そういったものの支援ということで100万円を計上させていただいております。

実施時期につきましては、盆前にはスタートさせたいということで、遅くとも8月11日、12日頃からできればということで、今、取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

概要につきましては分かりました。

それで、8月11日ぐらいから事業を実施されるということで、プレミアム付商品券を使用した場合については2ポイントということになっておりまして、お願いなんですけど、プレミアム付商品券の販売期間が8月末までですよ。この分を利用してということになれば、販売期間を延ばしていただくわけにはいかないか、質問いたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

プレミアム付商品券については、当初は8月いっぱいということでもさせていただいておりましたけれども、いろいろな御意見も伺っているところでございます。実際、お盆まではそれを使って計算できますけれども、今のところ、正月とか年末にどういってお金が必要か分からないと。だから、まだ買ってないという方も確かにいらっしゃいます。そういうこともありますので、この8月いっぱいという期限は延ばしていきたいというふうに思っています。ただ、いつまでというのはもう少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。8番中山議員。

○8番（中山初代君）

議案第39号と議案第40号についてですが、工事の内容も箇所も別に問題ありませんけれども、第39号議案と第40号議案、併せて契約の金額が決まっておりますが、これはボタ山だから大町町が調査をしているんじゃないですかね。予算を組むための現地調査は、県管理のボタ山だから県がするんですか、町がしたんですか。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えいたします。

ボタ山わんぱく公園は大町町が特定の公園と指定しておりますので、大町町で復旧をいたします。（「議案第39号も議案第40号もですか」と呼ぶ者あり）はい。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（三谷英史君）

7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

先ほどの議案第39号、議案第40号に関して関連質問でございますが、本日は図面を頂いておりますが、これに対して専門家ではないですので、なかなかちょっと分かりづらくて、御説明いただければと思います。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

本日、議案の資料として平面図をお渡ししております。議案第39号の分ですけど、これが北側の崩落の部分になります。色を塗っておりますのが今回契約をいたしました公園災害復旧工事で契約をした分です。下のほうの色を塗っていない部分は、前回の議会の中で同意を受けました道路災害復旧工事の分になります。着色をしています公園災害復旧につきましては、管理道路と周回の散策道がありますが、一番上の散策道は原形復旧が基本になりますけど、四角の点々でしている部分がアンカー工で、板を当ててアンカーを打ち込んで斜面を留める工法になっておりますので、そこには散策道を復旧できませんので、アンカー工を打った上のほうですね、ピンクの一番上のほうに散策道を復旧いたしまして、一番右側の階段から下りて元の散策道に下りるような形の復旧計画になっております。

その下に管理道路がありますけど、管理道路は軽量盛土工といって垂直に立てた擁壁関係で元の管理道路の位置に復旧計画をしているところでございます。

もう一つの議案第40号のほうですけど、これが南側の崩落の部分になります。京ノ尾団地のちょっと北のほうの崩落です。この分につきましても、先ほどの大崩落の部分と同じようなアンカーで一番上部の斜面を留める工法、それと、横ボーリング工といって、水を抜くような工法を採用しております。一番下のほうに籠枠工ということでのり面の土留めをする工法になっております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

ないようですので、以上をもちまして質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第36号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第37号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第37号については原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第38号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第38号については原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第39号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第39号については原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第40号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第40号については原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決することに決定いたしました。

た。

## 日程第5 継続審査について

### ○議長（三谷英史君）

日程第5. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和2年第6回大町町議会臨時会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございます。

午前9時54分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年7月29日

議 長 三 谷 英 史

会議録署名議員 三 根 和 之

会議録署名議員 武 村 妃 呂 子

局 長 田 島 宏 隆